

# 評 価 証

第09005号

## 【技術の名称】

ICタグによる水中転落者早期検知システム

### 1. 依頼者

法人の名称 五洋建設株式会社  
住 所 東京都文京区後楽2丁目2番8号

### 2. 評価の前提

本技術の適用にあたっては、本報告書の留意事項の他、依頼者が推奨する方法で使用されるものとする。

### 3. 評価の範囲

本技術の評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、実証試験等の結果により確認できる範囲とする。詳細は、港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書（第09005号）に示す。

### 4. 評価の結果

本技術について、上記の開発の趣旨、開発目標等に照らし評価を行った結果は、以下のとおりであった。

ICタグによる水中転落者早期検知システムを活用することにより、

- (1)性能確認試験結果から、水中転落が確実に検知され、システムが作動したことが確認された。
- (2)性能確認試験結果から、水中転落が確実に報知され、約30秒で指定した場所（警報、携帯電話、パソコン）に報知したことが確認された。
- (3)性能確認試験結果から、水没したICタグ（水中転落者）が特定できたことが確認された。
- (4)性能確認試験結果から、落水の発生、落水時の作業船や曳航体の位置および落水時刻が記録されていることが確認された。

一般財団法人沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。

なお、評価証の有効期間は5年間とする。

平成22年4月16日 第09005号

令和7年3月31日 第3回目更新

一般財団法人 沿岸技術研究センター  
理 事 長 宮 崎 祥

